

少年事件選別主任者等の指定及び職務について

平成 14 年 12 月 26 日

栃少第 9 号ほか

少年警察活動規程第 12 条に規定する少年事件選別主任者について、必要な事項を定めたものである。

本通達の概要は、

- 少年事件選別主任者等の指定
- 少年事件選別主任者等の職務
- 少年事件選別主任者等に対する教養
- 配意事項
- 少年事件選別主任者等の指定の報告

である。